

移動支援事業所

重 要 事 項 説 明 書

神港園ホームヘルプ白川

移動支援サービスを提供するに当たり、当事業所の概要やサービス内容、その他ご留意頂きたいこと等について説明いたします。

1. 事業者(法人格)の名称等

事業者名	社会福祉法人 神港園		
所在地	〒651-2311 神戸市西区神出町東 1188-345		
電話番号	078-965-1407	F a x	078-965-1225
代表者	理事長 高谷 明		
設立年月日	昭和 26 年 1 月 23 日		

2. 事業所の名称等

種 別	移動支援事業所		
事業所名	神港園ホームヘルプ白川		
事業所の種類	移動支援事業所 平成 18 年 10 月 1 日指定 神戸市 2860710231 号		
所在地	〒654-0103 神戸市須磨区白川台 1 丁目 35-3		
電話番号	078-793-8081	F a x	078-793-8073
責任者	管理者 脇本 由美		
開設年月日	平成 12 年 4 月 1 日		

3. 併設事業所

指定介護老人福祉施設	神港園サニーライフ白川
指定短期入所生活介護	神港園ショートステイ白川
指定通所介護	神港園デイサービス白川
指定居宅介護支援事業	神港園白川ケアプランセンター

4. サービス提供地域

神戸市須磨区北須磨支所管内

5. サービスの特徴と運営方針

移動支援サービス利用者証を所持する利用者一人一人のご希望をできる限り尊重しサービス利用計画に沿ったサービスを提供いたします。

利用者が可能な限り自立した居宅生活を営むために必要な移動支援を行います。

6. 職員体制

職位及び職種	資 格	配置人員
管 理 者	介護福祉士	1 名(兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士	1 名(兼務)
サービス担当者	介護福祉士、実務者研修修了、基礎研修修了、初任者研修修了、ヘルパー 1 級修了、ヘルパー 2 級修了、視覚障害者および全身性障害者移動支援従事者養成研修を修了した者	10 名程度

7. サービスの内容

(4) 移動支援	視覚障害・全身性障害及び知的障害者の方への社会生活上必要な外出および社会参加活動の支援
----------	---

8. 営業日時及びサービス提供日時等

営業日及び営業時間	月曜日から土曜日(12月30日から1月3日除く) 9時00分～17時30分
サービス提供日及びサービス提供時間	月曜日から土曜日(12月30日から1月3日除く) 9時00分～17時30分 休日、時間外については相談に応じ適宜対応いたします。

9. サービス利用料

別紙「重要事項説明書別紙 利用料表(概算)」の通り。

10. サービス利用の変更又は中止等

- (1) サービス利用の変更又は中止を希望される場合は、速やかにサービス提供責任者までご連絡下さい。

電話番号	078-793-8081
------	--------------

11. サービス利用料のお支払いについて

サービス利用料等のお支払いは、1ヵ月ごとに請求し、翌月指定日の27日(銀行休業日の場合は、翌銀行営業日)に指定口座から引き落としさせていただきます。(初回利用月は、銀行の手続きの関係で現金払いになることがあります。)

12. 利用の中止、変更

利用予定日の前に、利用者の都合により、移動支援サービスの中止または変更が出来ます。中止または変更は出来る限り前日までをお願いします。

13. キャンセル料

サービス提供予定時刻の1時間前までにサービス利用中止のご連絡をいただけない場合は、キャンセル料、1,000円(消費税別)を申し受けます。但し、緊急入院、体調不良等、やむを得ない事情による場合はその限りではありません。

14. 秘密保持及び個人情報の保護

事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議・他の障害福祉サービス事業者等に利用者及び利用者の家族の個人情報を提供しません。事業従事者が退職する場合は誓約を交わし、退職後であっても守秘義務に反した場合は、厳重に処分いたします。

※これは利用終了後においても継続するものと致します。

※実習生・ボランティアにおいても同様とし、別途規定を設け徹底した指導を行っています。

15. 事故発生時の対応及び損害賠償

- (1) 利用者に対する移動支援等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等と連絡を行うとともに必要な措置を講じ、市等に報告します。
- (2) サービス提供に伴って事故が発生し、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、不可抗力による場合を除き利用者に対してその損害を賠償します。なお、万が一の事故発生に備え、損害保険に加入しています。

16. 虐待の防止

管理者は、利用者の権利の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止推進のため、虐待防止のための指針を整備します。
- ②虐待防止の普及啓発のため、従業者に対して定期的な研修を実施します。
- ③虐待防止を検討するための委員会として虐待防止検討委員会を設置し、その検討結果を従業者に周知します。
- ④虐待防止に関する責任者を選定し、相談・報告等の体制を整備します。
- ⑤苦情解決体制を整備します。
- ⑥成年後見制度の利用を支援します。

17. 身体的拘束等の適正化推進

管理者は身体的拘束等の適正化推進のため、次の措置を講じます。

- ①身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- ②身体的拘束等の適正化推進のため、従業者に対して定期的な研修を実施します。
- ③身体的拘束等の適正化推進のための対策を検討する委員会として身体的拘束等適正化検討委員会を設置し、その検討結果を従業者に周知します。
- ④やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、定められた手続きに従って実施するとともに、必要な事項について適切に記録します。

18. 相談・苦情等について

- (1) 当事業所への相談又は苦情は以下の窓口で受付します。 受付時間(9:00～17:00)

苦情解決担当者	サービス提供責任者	今川 由美子	078-793-8081
苦情解決責任者	管理者	脇本 由美	
第三者委員	福祉経験者	水間 一彦	090-1914-8756
	法人監事	琴浦 圭子	090-9169-7648
	地域関係者	南 誠二	080-3849-4637

※第三者委員は、苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会い等をいたします。また、直接苦情を受け付けることが出来ます。

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申請ができます。

兵庫県福祉サービス 運営適正化委員会	078-242-6868	平日	10:00～16:00
神戸市福祉局監査指導課 (サービスに関すること)	078-322-5232	平日	8:45～12:00 13:00～17:30
神戸市障害者虐待防止センター(虐待に関すること)	078-731-0101		24時間 365日対応
神戸市福祉局監査指導課 (虐待以外に関すること)	078-322-5232	平日	8:45～12:00 13:00～17:30

19. 緊急時の対応等

利用者に体調不良や急変等が生じた場合は、家族等と相談の上、かかりつけ医又はご希望の医療機関に連絡し、医師の指示を受けて対応いたします。

- (1) 連絡先 固定電話 078-793-8081

- (2) 通常営業時間帯の緊急連絡(月～土 9:00～17:30)

連絡方法 利用者・家族 ⇄ 事業所・サービス提供責任者 ⇄ ヘルパー

- (3) 日曜・早朝(8:00～9:00) 夜間(17:30～18:00)

連絡方法 利用者・家族 ⇄ 管理宿直

↑
 サービス提供責任者 ⇄ ヘルパー
 ↓

かかりつけ又は 指定の医療機関	医療機関名	
	医師名	
	所在地	
	電話番号	(平日) (夜間)

20. その他の留意事項

公序良俗に反する言動を繰り返す場合、著しい迷惑行為が認められた場合等、当事業所を利用することが不適当と判断した場合は利用を中止させていただくことがあります。

また、自然災害等で安全性の確保が難しい場合も、利用の変更または中止をさせていただきます。

職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。

年 月 日 本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	神戸市須磨区白川台1丁目35-3
	名 称	指定障害福祉サービス事業所 神港園ホームヘルプ白川
	責任者	管理者 脇 本 由 美

説明者 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、これに同意いたしました。

利用者 住 所

氏 名 印

身元引受人 (続柄)

住 所

氏 名 印